

《 役職員行動規範 》

1 基本認識

農林漁業信用基金は、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営に必要な資金の融通の円滑化等を図るという基本的使命と社会的責任を負っている。役職員は、その職務を適切に果たしていくため、農林漁業信用基金の基本的使命と社会的責任を十分認識し、その事業活動を担う一人として、高い倫理観と責任感と見識をもって業務に取り組まなければならない。

2 法令等の遵守

役職員は、法令や諸規程に定められた業務処理の規定、社会規範を遵守することを始め、就業規則、倫理規程等の職場の規律を守り、私生活においても農林漁業信用基金の信用を守る責任を負っている。役職員は、法令等を十分理解して、業務を正確・円滑に遂行し、その職責を誠実に実行しなければならない。

3 業務の適正かつ積極的な遂行

農林漁業信用基金の信頼は、役職員一人一人の日常の活動に支えられており、その原点は、利用者から信頼される誠実で正確・迅速な事務処理にある。また、絶えず利用者等の意見を幅広く受け止めて、それらを業務運営の質的向上に役立てていくことが重要である。役職員は、正確な業務処理と積極的な業務遂行に心がけなければならない。

4 反社会的勢力の排除

役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持しなければならない。

5 職務専念義務

役職員は、農林漁業信用基金の業務を担う職業人であることを常に自覚し、自らの役割をしっかりと理解した上で、それぞれの職務に専念しなければならない。

6 情報の保護

役職員は、職務上知り得た取引先の秘密や農林漁業信用基金の経営上の秘密を、在職中、及び退職後においても、厳に漏らしてはならない。特に、利用者等の個人情報取得、保有、利用等については、個人情報保護法等に基づき、的確な対応に努めなければならない。

7 公私の区別

役職員は、農林漁業信用基金での地位・権限や立場を私的利益のために利用してはならない。業務に使用する備品、消耗品等は農林漁業信用基金に帰属するものであり、これを私的に利用すべきでないことは当然のことである。

なお、農林漁業信用基金の役職員は、業務に関してはその公共性から「みなし公務員」とされ、公文書偽造罪、公務員職権濫用罪、収賄罪等の罰則が適用される。

8 農林漁業信用基金の名誉と信用の維持

役職員は、政策金融を担う独立行政法人に勤務する者として、高い社会的責任とモラルを求められている。勤務中はもちろん勤務外の私生活においても、農林漁業信用基金の名誉や信用を損なうような行為や利益を害するような行為を行ってはならない。

9 情報開示とアカウントビリティ

農林漁業信用基金は、独立行政法人として、適切かつ健全な業務運営を図っていく上で、積極的に情報開示に努め、業務運営における透明性を高めることが重要である。このため、自らの活動内容や判断理由などを利用者、関係機関その他第三者に対し説明する義務や責任を負っており、役職員一人一人が、業務内容や判断理由の妥当性を説明できるよう業務に取り組まなければならない。

10 良好な職場環境の維持

役職員は、安全で衛生的な職場環境の維持に努めるとともに、明るく活気にあふれた職場環境となるよう心がけ、相談・報告がしやすく働きやすい職場づくりに努めなければならない。